

専門家から学ぶ

成田赤十字病院公開健康講座

日時＝2月28日(土)午後2時～3時30分
会場＝成田赤十字病院

テーマ＝糖尿病と眼の関係

講師＝柿橋将人さん(同病院眼科副部長)

定員＝80人(先着順)

参加費＝無料

申込方法＝2月3日(火)か

ら同病院社会課(☎22-
2311 内線7508)へ。



成田赤十字病院
ホームページ

同病院ホームページか
らも申し込みます

※くわしくは同病院社会課へ。

専門医が応じます

もの忘れ相談

物忘れには、加齢によるものと認知症によるものがあります。認知症は、早期発見・早期治療により進行を遅らせたり、症状を軽くしたりできる可能性があります。

気になることがあつたら気軽に相談してください。

日時＝3月3日(火)午後1時30分から

会場＝福祉部相談室(市役所議会棟1階)

対象＝物忘れが気になる人、認知症の不

安がある人やその家族など

定員と参加費＝3人(先着順)・無料

※申し込みは2月24日(火)までに介護保険
課(☎20-1545)へ。

爽やかな汗を流しませんか

県障害者スポーツ大会

期日と種目

○5月17日(日)…水泳

○5月24日(日)…陸上競技

○5月31日(日)…卓球、ボウリング

申込方法＝事前に障がい者福祉課(☎20-

1539 FAX24-2367)へ連絡し、必
要書類を受け取る。2月9日(月)(必着)
までに直接または郵送で必要書類を障
がい者福祉課(市役所議会棟1階 〒28
6-8585 花崎町760)へ

※上記以外の種目や会

場、対象などの詳細は

市ホームページで確認

してください。くわし

くは障がい者福祉課へ。



市ホームページ

交付対象年齢が変わります

はり・きゅう・マッサージ等施設利用券

市では、市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設で使用できる利用券を交付しています。

健康寿命の延伸など高齢者の実情の変化を踏まえ、4月から対象年齢を60歳以上から65歳以上へ引き上げます。

なお、特例として令和7年度に交付対象だった人は引き続き対象となります。

4月から利用できる令和8年度分の利用券は、3月2日(月)から交付します。

対象＝市内在住で市税を完納していて、

昭和41年3月31日以前に生まれた人
助成額(1枚当たり)＝1,000円(1カ月当
たり2枚を交付、1回の施術で1枚まで)

利用方法＝市に登録している、はり・

きゅう・マッサージ施設で施術を受け
る時に利用券を渡す

申請方法＝高齢者福祉課

(市役所議会棟1階)、下
総・大栄支所、市ホー
ムページにある申請書
と、マイナンバーカードや運転免許証
などの本人確認ができる物を持って高
齢者福祉課または下総・大栄支所へ
※くわしくは同課(☎20-1537)へ。



市ホームページ

理解を深めよう

精神保健福祉セミナー

精神障がいは見た目では分かりづらい
ため、その理解を得ることが難しいとい
えます。

「地域で精神障がい者として生きる・
支える」をテーマに支援者や当事者が体
験を語ります。

日時＝3月6日(金)午後1時～3時30分

会場＝下総公民館

講師＝藤巻裕史さん(成田赤十字病院精
神科訪問支援センター精神保健福祉
士)、坂田昭一郎さん(成田びあぴあ
俱楽部代表)

定員＝70人(先着順)

参加費＝無料

申込方法＝3月4日(水)まで

に障がい者福祉課(☎2
0-1539)へ。専用フォー
ムからも申し込みます



専用フォーム

※くわしくは同課へ。

献血にご協力ください

【イオンモール成田】

2月11日(水・祝)・14日(土)・22日(日)・28
日(火) 午前10時～11時30分、午後1時～
4時30分

※受け付けは400ミリリットル献血のみ
です。日程は変更になる場合があり
ます。くわしくは千葉県赤十字血液セ
ンター千葉港事業所事業課(☎043-24
1-8332)へ。

一般健康相談

【歯の健康相談】

2月4日(火)午後1時30分～2時30分

【こころの健康相談(予約制)】

2月13日(金)・27日(金) 午後1時30分～2時
30分、午後3時～4時(27日は午後1時30
分～3時)

※会場は保健福祉館です。予約・詳細は
健康増進課(☎27-1111)へ。

成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、
無料で相談に応じます。

☎0120-24-1130

日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。
来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畠・☎22-1500)

藤倉クリニック(第2・4曜日の午前中・
幸町・☎22-1158)

ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土
屋・☎23-8070)

なりた内科・脳神経内科(日曜日の午前中・
ウイング土屋・☎33-7342)

なのはなクリニック(日曜日と祝日の午前
中・吉岡・☎49-0533)

成田国際空港クリニック(空港内・☎050-
3196-5701)

成田国際空港第2クリニック(日曜日・空港
内・☎070-3349-8080)

急病診療所

☎27-1116

赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし)	内科
午後7時～10時45分	小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日 ～15日、12月29日～1月3日	内科
午前10時～午後4時45分	小児科
午前10時～午後4時45分	外科
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月 13日～15日、12月29日～1月3日	歯科
午前10時～午後4時45分	

※症状や年齢によって対応が難しい場合があ
ります。電話は受付時間の15分前から受け
付けていますので、事前に連絡してください。

福祉と健康

Health and Welfare

悩みや情報を話して共有

ひきこもり家族交流会

暮らしサポート成田では、引きこもりの状態にある人の家族同士の支え合いなどの場として、交流会を開催していますので、気軽に参加してみませんか。

日時=2月25日(水) 午後1時～3時30分

会場=保健福祉館

対象=引きこもりの状態にある人の家族

参加費=無料

※参加を希望する人は当日直接会場へ。

くわしくは暮らしサポート成田(☎20-3399)へ。

税の申告用に交付

障害者控除対象者認定書

65歳以上で、要介護の認定を受けている人や、おおむね6ヶ月以上、重度の寝つきり状態の人は、身体障害者手帳や療育手帳などの交付がなくても、市・県民税や所得税の障害者控除の対象となる場合があります。

市では、要件を満たす人に障害者控除対象者認定書を交付します。交付を希望する人は、高齢者福祉課(市役所議会棟1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。



市ホームページ

国際医療福祉大学成田病院が開催

市民公開講座

多くの人が悩む花粉症と、子どもの健やかな成長を支える小児アレルギーの予防法などについて、専門医が分かりやすく解説します。

日時=2月14日(土) 午後2時30分～3時30分

会場=国際医療福祉大学成田病院

テーマ=アレルギー重症化ゼロ作戦2026

講師=岡野光博さん(同病院アレルギーセンター長)、山出史也さん(同病院小児科医師)

定員=200人(先着順)

参加費=無料

※申し込みは同病院(☎35-5600)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になった時に

1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた時

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払った時、その超過分が後で払い戻される制度です。限度額適用区分(所得区分)と自己負担限度額については、市ホームページで確認できます。

支給対象世帯には申請書類を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2ヶ月後に申請書類を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 ☎286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。郵送でも受け付けています。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。



市ホームページ

申請に必要な物=申請書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)

申請手続きが簡素化できます

一定の要件を満たす場合、申請手続きの簡素化が可能です。初回のみ申請が必要ですが「成田市国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化対象世帯用)」を提出した世帯には、次回以降の高額療養費を指定の口座へ自動的に振り込みます。対象となる世帯には、案内文を同封します。

「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)で医療機関を受診する場合や、医療機関で限度額適用認定証を提示する場合は、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

マイナ保険証による限度額適用区分(所得区分)の確認や、限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。マイナ保険証がない人などで、限度額適用認定証の交付を希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。専用フォームからも申し込みます。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。



専用フォーム

申請に必要な物=国民健康保険の資格が分かる物(資格確認書など)、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

